指 定 通 所 介 護

重 要 事 項 説 明 書

この「重要事項説明書」は、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

指定通所介護事業所

ほっと乃木ケアセンター

1　指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社むつみコーポレーション
代表者氏名	代表取締役　玉木　茂
所在地	那須塩原市新南 163 番地 280
電話番号	0287－36－6905
法人設立年月日	平成 17 年 5 月

2　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所の種類	指定通所介護事業所
事業所名称	ほっと乃木ケアセンター
介護保険指定事業所番号	平成 17 年 12 月 1 日指定 栃木県　第 0971300157 号
事業所所在地	那須塩原市新南 163 番地 280
開設年月日	平成 17 年 12 月 1 日
管理者の氏名	阿部　義則
事業所の電話	0287－36－6905
事業所の FAX	0287－36－6998
事業所の通常の事業の実施地域	那須塩原市・大田原市・矢板市
利用定員	35 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的にして、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
運 営 の 方 針	利用者一人ひとりの個性と要望を大切にし、利用者及びその家族とのコミュニケーションに努め、利用者の生き生きとした生活づくりを援助します。また、地域住民との交流に努めるとともに、地域の保健・福祉・医療サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日　但し、12 月 31 日～1 月 3 日は休業します。
営 業 時 間	午前８時３０分～午後５時３０分
サービス提供時間	午前８時４５分～午後４時４５分

(4) 施設の概要

介護保険法で定められた施設	食堂、機能訓練室、相談室、静養室、事務室
そ の 他 の 施 設	浴室、脱衣室、洗面所、便所、汚物処理室、洗濯室、調理室、その他
その他主な設備・備品	一般浴槽、機械浴槽、車いす、ベット、歩行器、テーブル、イス、ソファ、テレビ、車いす対応送迎車両、その他

(5) 事業所の職員体制

指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の配置については、介護保険の指定基準を遵守しています。

職	職　務　内　容	人員数
管理者	管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1名
生活相談員	利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、通所介護計画書の作成、市町村・居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者等との連絡調整並びに事務処理に当たります。	2名以上
看護師・准看護師 （看護職員）	利用者の心身の状況を把握して健康チェック及び健康管理指導等を行い、病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1名以上
介護職員	通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び介助を行います。	5名以上
機能訓練 指導員	通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。看護師が兼務します。	1名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名以上
栄養士	栄養士は利用者に提供する食事の栄養管理等を一元的に行うとともに、調理員とともに調理を行います。	1名
調理職員	栄養士の指導のもと、昼食、おやつの調理を行います。	2名以上

3　提供するサービスの内容と利用にあたっての留意事項

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ　ー　ビ　ス　の　内　容
通所介護計画の作成		1　利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2　通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3　通所介護計画の内容について､利用者の同意を得たときは､通所介護計画書を利用者に交付します 4　それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により､利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
日常生活上の支援・介助	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動･移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味･趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

項　　目	留　意　内　容
送迎時間	当日の利用状況、道路事情等により、予定より時間が前後する場合があります。大幅に遅れる場合は、お電話にて担当者からご連絡いたします。
体調確認	利用時に健康チェックを行いますが、居宅においての体調の変化、通院等がありましたら、必ずお知らせください。
体調不良等による 利用の変更・中止	健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがあります。
設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
勧誘活動	施設内での当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）を行うことはできません。
喫　　煙	事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
利用日の変更と追加	利用者様、ご家族の都合により利用日の変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。事前にご連絡ください。

4　提供するサービスの利用料、利用者負担額、その他の費用

(1) 付属別紙（1)『ほっと乃木ケアセンター利用料金表』をご参照ください。

(2) その他の費用

サービスの利用をキャンセルされる場合、	利用予定日の前日までに連絡をいただいた場合	キャンセル料は不要です。
	利用予定日の前日までに連絡がなかった場合	９００円

※ただし、利用者の体調不良等の場合にはキャンセル料は請求いたしません。

5　利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

①利用料金請求方法	利用料金及びその他の費用額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月の 10 日過ぎ頃に利用者あてにお届けいたします。
②利用料金お支払い方法	下記のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）事業者指定口座へのお振込み （イ）現金支払い （ウ）利用者指定口座からの自動振替 お支払いの確認が出来ましたら、領収書をお渡しいたしますので、保管されますようお願いいたします。
③お支払い期限	① 現金・お振込みの場合は 25 日頃までにお支払いください。 ② 自動振替の場合は毎月 20 日に利用者指定の口座からお引き落としをさせていただきます。

6　緊急時等における対応方法

サービス提供中に、利用者の心身状態の異変、そのほか緊急事態が生じた場合は、あらかじめ届けられている下記の『緊急連絡先』や居宅介護支援事業者へ可能な限り速やかに連絡するとともに『主治医』やそのほかの医療機関に連絡するなど適切な措置を講じます。

【家族等緊急連絡先】

氏　名（続柄）	
住　所	
電話番号	
携帯番号	
勤務先	
勤務先電話番号	

【主治医】

医療機関名	
電話番号	

7　非常災害対策

防火管理者を置き、非常災害対策に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に総合訓練を実施するなど利用者の安全に対しての策を講じます。

8　サービスの第三者評価の実施状況

未実施

9　サービス提供に関する苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担　当　者　　管　理　者　・　生活相談員

電　話　　０２８７－３６－６９０５

ＦＡＸ　　０２８７－３６－６９９８

○受付時間

月曜日～土曜日　　午前８時３０分～午後５時３０分

＊受付時間外でも、常時連絡可能な体制をとっております。

(2) その他の苦情受付機関

相談窓口	電　話
那須塩原市役所　本　庁　高齢福祉課高齢福祉係	０２８７－６２－７１３７
西那須野支所　健康福祉課高齢福祉係	０２８７－３７－６２３１
塩原支所　市民福祉課福祉係	０２８７－３２－２９１２
大田原市役所　本　庁　高齢生きがい課介護管理係	０２８７－２３－８６７８
矢板市役所　保険年金課	０２８７－４３－１１１８
栃木県国民健康保険団体連合会	０２８－６２２－７２７４

１０　虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)　虐待防止に関する担当者を選定しています。

担　当　者　　管　理　者　・　生活相談員

(2)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)　虐待防止のための指針の整備をしています。

(4)　従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5)　サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	**令和　　年　　月　　日**

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にもとづき、重要事項の説明を行いました。

事 業 所 名	**ほっと乃木ケアセンター**
説 明 者 氏 名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	印

代理人	住　所	
	氏　名	印

本書 2 部を作成し、ご利用者、事業所が署名捺印の上、各一部を保有するものとします。